

職員に対する福利厚生事業について

地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項（福利厚生事業）を民間企業と同様、雇用主として実施することが義務付けられています。

この福利厚生事業については、総務省の指針「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月）や「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月）により、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表します。

（1）福利厚生事業の見直し

	見直しの有無	見直し内容				互助会等に対する補助等の方式見直し
		互助会等に対する公費支出総額の見直し		互助会等が行う個別事業に対する公費支出の見直し		
		公費支出の廃止	公費支出の削減	公費支出の廃止	公費支出の削減	
24年度	無		○			
25年度	無		○			

（2）互助会に対する公費支出

	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
公費支出総額 (単位：千円)	3,930	2,930	2,884	2,700	2,639	2,571
会員一人当たりの公費支出額(単位：円)	18,626	14,622	15,421	14,287	14,580	14,858

（3）公費を伴う個人給付事業の実施状況

	事業内容											
	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	弔慰金	退会給付金	災害見舞金	医療費補助	入院・傷病見舞金	人間ドック補助	永年勤続給付	保養施設利用補助	レクリエーション補助
24年度	○	○	○	○		○		○		○	○	○
25年度	○	○	○	○		○		○		○	○	○